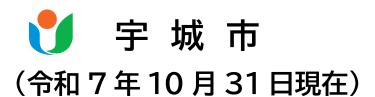
令和7年8月豪雨災害 被災者支援に関する 各種制度の概要



各種制度は上記日付時点でとりまとめたものであり、 内容は変更になる場合があります。 また、既に終了している支援メニューもあります。

令和7年8月豪雨災害 被災者支援メニュー(目次)

No.	種別	支援メニュー	ページ
1	罹災証明	罹災証明書·罹災届出証明書	1
2	給付	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	2
3	給付	災害見舞金の支給	3
4	給付	被災者生活再建支援金	4
5	貸付·融資	災害援護資金の貸付	5
6	貸付·融資	被災等による家計急変に伴う奨学金貸与	6
7	減免•猶予	各証明書の交付手数料の免除	7
8	減免•猶予	パスポート発給手数料の減免	8
9	減免•猶予	個人市民税の減免	9
10	減免•猶予	固定資産税の減免	10
11	減免•猶予	国民健康保険税の減免	11
12	減免•猶予	市税の納税猶予	12
13	減免•猶予	後期高齢者医療保険料の減免	13
14	減免•猶予	国民年金保険料の免除	14
15	減免•猶予	学生の国民年金保険料納付特例	15
16	減免•猶予	介護保険及び介護サービス利用料の減免	16
17	減免•猶予	保育所等保育料の減免	17
18	減免•猶予	障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免	18
19	減免•猶予	水道料金及び下水道使用料等の減免	19
20	現物給付	被災住宅の応急修理	20
21	現物給付	応急仮設住宅(賃貸型応急住宅)の提供	21
22	現物給付	福祉用具の再給付	22
23	現物支給	教科書及び学用品の支給	23
24	現物支給	豪雨災害に伴う土嚢袋配布	24
25	補助	豪雨災害に伴う障害物撤去に係る機械借上げ費の一部補助【半壊以上又は床上浸水】	25
26	補助	豪雨災害に伴う土砂撤去に係る機械借上げ費の一部補助について【一部損壊 以上】	26
27	補助	被災農業者が運転資金を借り入れる場合の利子補給	27
28	補助	小規模被災農地の復旧に対する補助	28
29	補助	中小企業等金融円滑化利子補給補助金	29
30	相談	健康相談	30
31	相談	こころの相談	31

令和7年8月豪雨災害 被災者支援メニュー(目次)

No.	種別	支援メニュー	ページ
32	相談	食品に関する衛生相談	32
33	その他	災害ごみの処理方法について	33
34	その他	ボランティアの連絡調整	35

≪罹災証明書≫

罹災証明書とは<u>住居</u>が地震、風災、水害等により被害を受けた方が、住居が被災したことや 被害の程度を宇城市が証明する書類のことです。

罹災証明書を発行するには、**宇城市が被害状況を調査します。**被害程度は「全壊」「大規模 半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」です。

区分	損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上~50%未満
中規模半壊	30%以上~40%未満
半壊	20%以上~30%未満
準半壊	10%以上~20%未満
一部損壊(準半壊に至らない)	10%未満

・罹災証明書の申請に必要なもの

①本人確認資料 (免許証等) ②被災写真

※本人及び同一世帯員以外の方が申請する場合は委任状が必要

・罹災証明書発行されるまでの期間

宇城市が被害程度の調査を行い、確認した事実に基づき証明書を発行するので、数日から数週間ほどかかることもあります。

≪罹災届出証明書≫

「罹災の届出があったこと」を証明するものです。

被害程度の判定を必要としない住宅の被害、動産(自動車・家財など)の被害、工作物(物置・塀など)の被害等については、この証明書で対応します。罹災届出証明書は保険請求や公的申請に必要な書類の代わりになる場合があります。

自然災害による物件等の被害について写真等で確認します。<u>市の職員による被害状況の調査</u>は行わず、罹災の程度についても判定しません。 **即日発行します。**

【受付期間及び時間】

期間:令和7年8月18日(月)~11月28日(金)

時間:平日 随時

場所:宇城市役所 税務課

【問い合わせ先】

税務課 0964-32-1487 (内線 1144~1147)

災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

○災害弔慰金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

災害によりお亡くなりになった方の遺族に対して災害弔慰金を支給します。

【受給遺族】

配偶者、子、父母、孫、祖父母 兄弟姉妹(同一世帯、同一生計に限る。)

【内容】

2

・亡くなった方が生計維持者・亡くなった方が生計維持者以外500万円250万円

〇災害障害見舞金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方に災害 障害見舞金を支給します。

【内容】

・重度の障害を受けた方が生計維持者 250万円・重度の障害を受けた方が生計維持者以外 125万円

※医師の診断書等が必要になります。詳細についてはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

社会福祉課 0964-32-1387 (直通) 0964-32-1111 (内線1114・1115)

災害見舞金の支給

〇宇城市災害見舞金 (宇城市災害見舞金支給条例)

【対象となる災害】

3

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象又は火災

【対象となる方】

災害による被害を受けた当時本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) により住民基本台帳に記録されていた者

【対象となる住家】

現に自己の生活の本拠として居住の用に供する建物

【適用除外】

他の法令及び宇城市災害用慰金の支給等に関する条例(平成17年宇城市条例第113号)の 適用を受ける場合を除く。

【内容】

①死亡し、又は死亡したと推定されるとき(災害発生の日から起算して3月以内に当該災害を 直接の原因として死亡した場合を含む。)

・・・・ 1人につき5万円(1世帯につき10万円を限度とする。)

②住家が全焼し、全壊し、又は流出したとき ・・・・ 1世帯につき5万円

③住家が半焼し、又は半壊したとき ・・・・・・・・ 1世帯につき3万円

④住家が床上浸水したとき ・・・・・・・・・ 1世帯につき1万円

【届出期限】

令和7年11月10日(月)まで

【問い合わせ先】

社会福祉課 0964-32-1387 (直通) 0964-32-1111 (内線1114・1115)

被災者生活再建支援金

【対象となる被災世帯】

4

令和7年8月豪雨災害により

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の修理を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

【支援金の支給額】

	基礎支援金	加算支援金		=1	
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		計	
①全壊		建設・購入	200万円	300万円	
2解体	100万円	補修	100万円	200万円	
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	5 0 万円	150万円	
④大規模半壊		建設・購入	200万円	250万円	
	5 0 万円	補修	100万円	150万円	
		賃借(公営住宅を除く)	5 0 万円	100万円	
⑤中規模半壊		建設・購入	100万円	100万円	
	_	補修	50万円	50万円	
		賃借(公営住宅を除く)	2 5 万円	2 5 万円	

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄に金額の3/4の額

【申請時の添付書類】

基礎支援金:り災証明書の写し 等

加算支援金:契約書(住宅の購入・補修、借家の賃借等)の写し 等

※対象となる要件により必要書類が異なります。詳細はお問い合わせください。

【申請期間】

基礎支援金:災害発生日から13月以内 加算支援金:災害発生日から37月以内

【問い合わせ先】

社会福祉課 0964-32-1387 (直通)

0964-32-1111 (内線1114・1115)

○災害援護資金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

災害により負傷、又は住居や家財に損害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。

【対象となる方】 世帯主が負傷又は住居(半壊又は全壊)、家財に被害を受けた方

【所得制限】

世帯人員	市民税における前年の総所得金額	
1人	2 2 0 万円	
2人	4 3 0 万円	
3人	6 2 0 万円	
4人	7 3 0 万円	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	
※ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円となる。		

【内容】 被災の状況等に応じて、下記のとおり内容が異なります。

貸付区分		貸付限度額		
(1)##十杉各海!4-坦众	(ア) 家財、住居とも損害がない場合	150万円		
(1)世帯主が負傷した場合 (治療に1ヶ月以上かかるこ	(イ) 家財の損害が1/3以上	250万円		
(石原に「ケ月以上がかること)	(ウ) 住居が半壊した場合※	270万円		
(2)	(エ) 住居が全壊した場合	350万円		
(の) 卅世子が色作したかった	(ア) 家財の損害が1/3以上	150万円		
(2)世帯主が負傷しなかった 場合(治療に1ヶ月かからない	(イ) 住居が半壊した場合	170万円		
場合(治療に1ケ月がからない 場合も含む)	(ウ) 住居が全壊した場合(エの場合を除く)※	250万円		
物口 T A U /	(エ) 住居の全体が滅失等	350万円		

※被災住居を建て直す際に、残存部分を取り崩さざるを得ない等特別の事情がある場合は引き 上げられます。

【貸付条件】 利 率:年1%(据置期間中は無利子)※保証人を立てる場合は無利子

償還期間:10年(据置期間含む。)

据置期間: 3年

【申込期限】 令和7年11月28日(金)まで

※貸付を希望される場合は、下記にお問い合わせください。必要書類等をご案内します。

【問い合わせ先】

社会福祉課 0964-32-1387 (直通)

0964-32-1111 (内線1114・1115)

被災等による家計急変に伴う奨学金貸与

失職・破産・事故・病気若しくは死亡等又は罹災・風水害・火災その他の災害等により家計が 急変し、経済的困難が継続するため高等学校や大学等への修学が困難となっている方へ、奨学金 (無利子)を貸与します。

【対象】

6

次の1から4のすべてを満たす方が奨学金貸与の対象となります。

- 1 宇城市に居住する方の被扶養者
- 2 学校等(高等学校、専修学校、高等専門学校、短期大学、大学)に在学していること
- 3 父母等が失職、破産、被災等の影響で収入が減少するなど、家計が急変したこと
- 4 家計急変後に見込まれる1年間の所得が、宇城市奨学金の所得要件を満たすこと

【提出書類】

- 1 奨学金貸付申請書(様式第1号(第2条関係)貸付申請書)
- 2 生計を一にする世帯全員の住民票の写し
- 3 生計を一にする世帯全員の所得証明書の写し(中学生以下を除く。)
- 4 在学証明書
- 5 家計急変の事由に関する書類(家計急変事由ごとに提出書類が異なる。) 例)
 - ア 収入減少の理由に関する理由書…(様式自由。収入減少の理由を詳しく記入する。)
 - イ 収入が減少したことがわかるもの(収入減少前後の給与明細書、帳簿など)
 - ウ 罹災証明書(被災の場合) 等

【貸与額(月額)】

高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程 20,000 円 短期大学、専修学校の専門課程 25,000 円 大学 30,000 円又は50,000 円

【受付期間】

随時

【受付窓口】

教育総務課総務係(宇城市役所3階 33番窓口)

【問合せ先】

教育総務課 0964-32-1907 (直通)

0964-32-1111 (内線 1318~1320)

各証明書の交付手数料の免除

罹災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続に使用する場合は、次の証明書の交付 手数料を免除します。

【手数料が免除できる証明書の種類】

- ① 印鑑証明書
- ② 住民票記載事項証明書
- ③ 住民票

7

- ④ 印鑑登録証の交付
- ⑤ 戸籍の附票
- ⑥ 所得課税証明書
- ⑦ 固定資産関係証明書
- ⑧ 納稅証明書
- ⑨ その他税証明書
- ※手数料の免除には、罹災証明書(コピー可)の提示が必要です。また、①印 鑑証明書の交付には、印鑑登録証の提示が必要です。

【取り扱いができる窓口及び問い合わせ先】

① ~⑤の証明発行窓口

本庁市民課 0964-32-1446 (直通)

0964-32-1111 (内線 1130・1135)

⑥ ~ ⑨の証明発行窓口

本庁税務課 市民税係 0964-32-1402 (直通)

0964-32-1111 (内線 1141~1143)

資産税係 0964-32-1487 (直通)

0964-32-1111 (内線 1144~1147)

① ~ ②の証明発行窓口

パスポートの発給手数料の免除

令和7年8月の大雨に伴う災害により被災された方について、パスポートの発給手数料(国及 び県の手数料)の全額を免除します。

【対象者】(下記①、②をともに満たすこと)

- ① 全壊・半壊・床上浸水の被害を受けた方
- ② 災害救助法等適用市町村に住民票を有している、又は被災当時に被災地に住民票を有していた方

【免除される金額】

8

一般旅券の発給手数料(国及び県の手数料)の全額

【減免申請の期限】

令和7年8月10日(日)(災害救助法の適用日)から令和8年8月7日(金)まで

【申請に必要な書類】

- 1 罹災証明書の原本
- 2 住民票又は戸籍の附票(災害発生時の居住地を証明する書類)
- 3 その他、通常の発給申請に必要な書類一式

【留意事項】

- ・申請方法は、窓口での紙申請のみです。オンライン申請はできません。
- ・通常の発給申請を行い、後から減免を申請することはできません。必ず申請時にお申し出く ださい。(手数料の還付は行いません。)
- 災害救助法等の適用前の申請は対象外です。
- ・旅券発給申請の種別を問わず、一つの災害につき1回限り減免申請できます。

【申請窓口及び問合せ先】

本庁市民課 窓口サービス係 0964-32-1446 (直通) 0964-32-1111 (内線 1130・1135)

個人市民税の減免

災害により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて、市民税の減免を受けられる場合が あります。

【居住用財産(住宅・家財)が損害を受けた場合】

前年中の合計所得が1,000万円以下の方について、住宅又は家財への損失額が10分の3以上の損害があった方を対象に損害の程度と前年の合計所得金額に応じて市民税の8分の1から全額を減免する制度があります。

※減免の対象となるのは災害を受けた日以後の納期分に限ります。

【必要書類】

9

- 減免申請書
- ・罹災証明書(コピー可)、(家屋)
- •罹災届出証明書(家財)
- ・ 損害保険の契約書、補てん金の支払明細書(保険金の補てんがある場合)
- •被害状況申告書(家財)

【提出先】

- 税務課市民税係
- 各支所総合窓口課

【問い合わせ先】

税務課市民税係 0964-32-1402 (直通)

0964-32-1111 (内線 1141~1143)

災害により被害を受けられた土地・家屋・償却資産について、被害の程度に応じて、固定資 産税の減免を受けられる場合があります。

【対象】

- ①災害により、流出、水没、又は崩壊等の被害を受け、作付不能又は使用不能となった農地 又は宅地
- ②災害により、被害を受けた家屋
- ③災害により、損傷した償却資産

【内容】

- ・令和7年度の税額のうち、災害を受けた月以後の納期に係る税額が減免されます。
- ・被害を受けた家屋の程度が2割以上のものについて、程度に応じて、10分の4から10 分の10の税額が減免されます。
- ・被害の程度については、申請後に現地を確認いたします。

【必要書類】

- 減免申請書
- ・被害当時の状態が分かる写真
- ・家屋の場合、罹災証明書(コピー可)

【提出先】

- 税務課資産税係
- 各支所総合窓口課

【問い合わせ先】

税務課資産税係 0964-32-1487 (直通)

0964-32-1111 (内線 1144~1147)

国民健康保険税の減免

豪雨により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて、国民健康保険税の減免を受けられる 場合があります。

【居住用財産(住宅・家財)が損害を受けた場合】

前年中の合計所得が1,000万円以下の方について、住宅又は家財への損失額が10分の3以上の損害があった方を対象に損害の程度と前年の合計所得金額に応じて国民健康保険税の8分の1から全額を減免する制度があります。

※減免の対象となるのは災害を受けた日以後の納期分に限ります。

【必要書類】

11

- 減免申請書
- 罹災証明書 (家屋)
- ·罹災届出証明書(家財)
- ・損害保険の契約書、補てん金の支払明細書(※保険金の補てんがある場合)
- •被害状況申告書(家財)

【提出先】

- 医療保険課国保年金係
- 各支所総合窓口課

【問い合わせ先】

医療保険課国保年金係 0964-32-1417 (直通)

市税の納税の猶予

風水害等で被害を受けられた状況により、市税の納税を猶予(分割納付)できる場合がありますので、下記の問い合わせ先までご相談ください。

【対象となる方】

12

風水害等の被害に遭われた方

【問い合わせ先】

債権管理課 0964-32-1497 (直通)

0964-32-1111 (内線 1149~1153)

後期高齢者医療保険料の減免

災害により後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには、申請が必要です。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

【対象】

13

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産に著しい損害(10分の3以上)を受けたとき

【必要書類】

- 罹災証明書
- 固定資産名寄せ台帳の写しなどの資産価値の分かるもの
- ・損害補填額の分かるものの写し(損害保険会社の保険金振込通知等)※1、2
- ※1 保険などによる補てんがある場合は減免額が変わります。
- ※2 該当者のみ

【提出先】

- 医療保険課国保年金係
- 各支所総合窓口課

【問い合わせ先】

医療保険課 高齢者医療係

電話 0964-32-1417 (直通) (内線 1163・1164)

14 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者で納付が困難な方(学生を除く)(住宅、家財などに2分の1以上の損失があった場合)

※ 保険などによる補てんがある場合はその分を控除

【内容】

年金保険料納付の免除

【必要書類】

- ・ 基礎年金番号通知書・年金手帳等の基礎年金番号を明らかにする書類、またはマイナンバーが分かるもの
- ・ 罹災証明書(コピー可。「国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届」に添付する必要があるため。)

【提出先】

医療保険課 国保年金係 各支所総合窓口課

【問い合わせ先】

医療保険課 国保年金係 0964-32-1417 (直通)

0964-32-1111 (内線 1156~1160)

学生の国民年金保険料納付特例

国民年金第1号被保険者の学生で納付が困難な方(住宅、家財などに2分の1以上の損失があった場合)

※ 保険などによる補てんがある場合はその分を控除

【内容】

15

年金保険料納付の猶予

【必要書類】

- ・ 基礎年金番号通知書・年金手帳等の基礎年金番号を明らかにする書類、またはマイナンバーが分かるもの
- ・ 罹災証明書(コピー可。「国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届」に添付する必要があるため。)
- 在学証明書など

【提出先】

医療保険課 国保年金係 各支所総合窓口課

【問い合わせ先】

医療保険課 国保年金係 0964-32-1417 (直通)

0964-32-1111 (内線 1156~1160)

介護保険料及び介護サービス利用料の減免

災害により被災された方について、介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の減免及び介護サービス利用料の減免制度があります。いずれも申請が必要です。

【対象】

16

災害により、家屋や家財等について著しい損害を受けたとき ※減免対象者には令和7年11月上旬に直接通知します。

【内容】

損害の程度によって減免割合は異なります。

【実施予定日】

罹災証明受領後~令和8年7月31日(金)

【問い合わせ先】

高齢介護課 0964-32-1406 (直通)

0964-32-1111 (内線 1120~1123)

17 保育所等保育料の減免

大雨により住宅に被害を受けられた方は、保育料の減免を受けられる場合があります。 損害の程度により減免割合は異なります。※罹災証明書(コピー可)が必要です。

【問い合わせ先】

子ども未来課 0964-32-1404 (直通)

0964-32-1111 (内線 1104~1108)

災害により被災された方について、障害福祉サービス(介護給付費・又は訓練等給付費)及び 障害児通所利用料の減免制度があります。

いずれも申請が必要です。

【対象】

被災により、利用料の支払いが困難な方のうち、下記の①~⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

【内容】

利用料を免除します。

なお、障害者支援施設等における食費・居住費の自己負担分については、現行どおり自己負担となります。

【申請に必要なもの】

- ・福祉サービス受給者証(紛失等されてない方)
- ・罹災証明書(コピー可)・・・・発行が遅くなる場合は、ご相談ください。

※場合によっては、異なる必要な書類があります。

【問い合わせ先】

社会福祉課 障がい福祉係 0964-32-1387 (直通)

0964 - 32 - 1111

(内線1110・1111・1112・1113)

三角支所総合窓口課総合窓口係0964-53-1111 (代)不知火支所総合窓口課総合窓口係0964-33-1111 (代)

小川支所 総合窓口課 総合窓口係 0964-43-1111 (代)

豊野支所 総合窓口課 総合窓口係 0964-45-2111 (代)

被災された方の水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料を減免します。

【減免内容】

9月(8月使用分)請求分

宇城市の「罹災証明書」の交付を受けられた区分に応じて、全額減免又は従量金額の減免(基本料金のみ請求)を行います。

「罹災証明書」に記載の「罹災場所」に関する水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料が対象となります。

※「罹災届出証明書」は、減免の対象となりません。

判定		減免区分
床上浸水	全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免
床下浸水	一部損壊	基本料金のみ徴収 従量金額の減免

【注意点】

- ①令和7年9月10日(水)までの「罹災証明書」で上記の判定で交付された方 減免した金額で9月(8月使用分)に請求します。
- ②令和7年9月11日(木)以降に「罹災証明書」で上記の判定で交付された方減免する前の水量にて9月(8月使用分)に請求します。 納期限までにご納付いただき、減免額との差額分を後日還付させていただきます。 還付の場合は必要手続きがありますので、お時間をいただきます。
- ※「罹災証明書」の発行状況に応じて上下水道課で対応しますので、上下水道課に申請していただく必要はありません。
- ※従量金額とは、基本水量を超過して使用された場合に1㎡超過ごとにお支払いいただく金額のことです。

(お問い合わせ先)

上下水道局上下水道課 0964-32-1674 (直通)

20

風水害等により住居が被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要欠くことのできない部分(屋根、壁、居室、台所、トイレ、上下水道管等)であって緊急を要する箇所について、市が業者に依頼して応急修理を行います。

【対象者】

- ・「大規模半壊」「中規模半壊」の住家被害を受けた世帯又は、「半壊」若しくは「準半壊」の住 家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。
- ・そのままでは住むことができない(日常生活に不可欠な部分に被害がある)状態にあること。
- ・応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。
- ※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とは なりませんが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象になります。

【支援内容】

1世帯あたりの限度額は以下のとおりです。

- ・全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯 739,000円以内(消費税込み)
- ・ 準半壊の被害を受けた世帯 358,000円以内 (消費税込み)
- ※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯当たりの額以内になります。

【必要書類】

- (1) 住宅の応急修理申込書
- (2) 住宅の被害状況に関する申出書
- (3) り災証明書
- (4) 施工前の被害状況が分かる写真
- (5) 修理見積書
- (6) その他市町村が求める書類

【受付期間】

都市整備課窓口で、随時受け付けています

※専用受付窓口(本庁新館第5会議室、小川・豊野支所)を設置 令和7年9月1日(月)~5日(金)

【受付窓口】

宇城市役所本庁及び各支所に窓口を設置

【問い合わせ先】

都市整備課 0964-32-1694 (直通)

0964-32-1111 (内線1241・1244)

今回の災害により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対 して、熊本県が民間賃貸住宅を借り上げ、無償提供いたします。

【入居者の要件】

次の1から4の要件を満たす者

- 1 災害発生の日時点において、宇城市に居住する者
- 2 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者
 - (1) 住宅が「全壊」又は「流失」し、居住する住宅がない者
 - (2)住家が「半壊以上」であっても、水害により流入した土砂や流木等 (耐え難い悪臭等を含む。)により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
 - (3) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者
 - (4)災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、「半壊以上」であって、 修理期間が1か月を超えることが見込まれる者
 - (5) その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者
- 3 他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者
- 4 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者

【期間】

2年以内 ※該当する要件により期間が変わります

【賃貸型応急住宅の条件】

- 1 貸主から同意を得ているもの
- 2 新耐震基準で建設されたもの又は耐震診断、耐震改修等により住宅耐震性が確認されたもの
- 3 不動産事業者(仲介業者)が斡旋した住宅であること
- 4 家賃が、1ヶ月当たり次の額以下であるもの
 - 1人(単身)の世帯5.5万円以内2人の世帯6.5万円以内
 - ・3人~4人以下の世帯 8.5万円以内 ・5人以上の世帯 13万円以内

【必要書類】

申込書等(必要書類は相談時にお渡しします。またホームページにも掲載しています。)

【申込受付期間】

令和7年8月25日(月)から当面の間

【申込窓口】及び【問い合わせ先】

社会福祉課

0964-32-1387 (直通) 0964-32-1111 (内線1114・1115) 災害により使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

【対象となる方】

障がい者手帳をお持ちの方で、今回の大雨(水害)により、以前宇城市から給付を受けた福祉 用具の使用ができなくなった方

- ※自己負担等で購入したものは対象になりません。
- ※以前給付を受けた物と同じ物か類似品に限ります。

【給付対象品】

障がい者日常生活用具 補装具

- 介護用ベッド
- 車いす
- · 入浴補助器具
- 電動車いす
- ・たん吸引器
- 歩行器 など
- ・ネブライザー (吸入器)
- ・ストーマ装具 など

【申請に必要なもの(共通)】

- ・ 障がい者手帳 (紛失等されてない方)
- ・罹災証明書(コピー可) ···· 発行が遅くなる場合は、ご相談ください。 その他用具によって異なる必要な書類があります。

【問い合わせ先】

社会福祉課 障がい福祉係 0964-32-1387 (直通)

0964 - 32 - 1111

(内線1110・1111・1112・1113)

三角支所総合窓口課総合窓口係0964-53-1111 (代)不知火支所総合窓口課総合窓口係0964-33-1111 (代)小川支所総合窓口課総合窓口係0964-43-1111 (代)豊野支所総合窓口課総合窓口係0964-45-2111 (代)

【対象となる方】

住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児 童及び中学校生徒

- ※学用品は、現物支給となります。
- ※ご家庭の被害状況は、罹災証明書で確認します。

【支給対象品目】

- ① 教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集 等
- ② 文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等)
- ③ 通学用品(傘、靴、長靴 等)
- ④ その他の学用品(運動靴、体育着、リコーダー、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 等)

【申請手続き】

在籍する学校を経由して、申請書(罹災証明書の写しを添付)を提出してください。

※提出時に罹災証明書の発行が間に合わない場合は、後日提出で可

【問い合わせ先】

教育総務課 学務係 0964-32-1907 (直通)

0964-32-1111 (内線1315・1316・1317)

24 豪雨災害に伴う土嚢袋配布

豪雨により居住地内に流入した土砂を撤去するために、土嚢袋を配布します。なお、配布に関する詳細は以下のとおりです。

【対象者】

豪雨に伴い、居住地内に土砂が流入した世帯

【配布枚数】

1世帯あたり20枚上限 ※1回限り

【受付場所】

場所 本庁 (防災消防課) 及び各支所総合窓口課

【受付期間及び時間】

- ・期間 令和7年8月15日(金)~9月11日(木) ※平日のみ
- · 時間 9時00分~12時00分、13時00分~16時00分

【受付の流れ】

対象者(世帯主または世帯員)が受付場所にて、受付表に必要事項を記入。その後、係員が必要枚数分の土嚢袋を対象者に配布。

【問い合わせ先】

防災消防課 0964-32-1766 (直通)

0964-32-1111 (内線 1304・1305)

豪雨災害に伴う障害物撤去に係る機械借上げ費の一部補助 【半壊以上又は床上浸水】

災害救助法に基づき、災害によって、土石等の障害物が住家に流入し、住家に入れない方に対して、障害物を除去するための機械借上げ費の一部補助を行います。なお、障害物の撤去は、市が業者に委託して撤去等を行います。

【対象者】

25

住居において、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあって、自らの資力では当該障害物を除去できない方。

【補助適用基準】

以下のいずれにも該当する場合のみ適用となります。

- (1) 半壊以上又は床上浸水した住家であること。
- (2) 申請者が、当該建物を自己の居住の用に供していること。
- (3) 住家の一部又は全部に障害物が運び込まれ、一時的に居住できない状態にあること。
- (4) 土砂が住家への出入口等まで流入し、重機で障害物を撤去しない限り、日常生活に支障をきたすもの。

【必要書類】

以下の書類が必要になります。必要書類が揃わない場合は補助の対象になりません。

- (1) 罹災証明書(写し)(半壊以上又は床上浸水)
- (2) 障害物の除去申請書
- (3) 住居内の除去前の写真 ※写真で被災状況を把握します。

【受付場所及び期間】

- 防災消防課(宇城市役所本庁 3階)、各支所総合窓口課
- ・令和7年8月18日(月)~当面の間

【問い合わせ先】

防災消防課 0964-32-1766 (直通)

0964-32-1111 (内線1304・1305)

26 豪雨災害に伴う土砂撤去に係る機械借上げ費の一部補助 【一部損壊以上】

| 【一部損環以上】

豪雨災害により住家内に土砂等が流入し、被災した建物の所有者に対し、土砂等の撤去及び処分に係る機械借上げ費の一部補助を行います。なお、この補助は、申請者ご自身が依頼した業者へ撤去費用等を支払った後に市から申請者へ補助額を支払う制度です。

【申請者】

豪雨に伴う土砂崩れにより被災した建物の所有者

【補助適用基準】

以下のいずれにも該当する場合のみ適用となります。

- (1) 被災建物が本市内に所在すること。
- (2) 申請者が、当該建物を自己の居住の用に供していること。
- (3) 建物の被災が申請者の故意又は過失によるものでないこと。
- (4) 土砂等が被災建物に流入したことにより、土砂が人家に直接影響し、人命及び二次災害の危険性が高いと判断されていること。
- (5) 申請者、地域住民、消防団等だけでは土砂等を撤去することができない規模であること。

【補助額】

土砂等の撤去に当たり使用した資機材等の種類に応じて次のとおりとします。ただし、補助金の上限は、合計5万円とします。

- (1) バックホウ 1日当たり1台につき 1万円
- (2) ダンプトラック 1日当たり1台につき 1万円
- (3) 人力により撤去した場合 1日当たり1人につき 2,000円

【必要書類】

以下の書類が必要になります。必要書類が揃わない場合は補助の対象になりません。

- (1) 申請時
 - ①罹災証明書(写し)
 - ②業者見積書
 - ③被災状況が分かる写真 ※写真で被災状況を把握します。
- (2) 実績報告時
 - ①請求書の写し
 - ②着工前・着工後の写真

【受付場所及び期間】

- ·防災消防課(宇城市役所本庁 3階)、各支所総合窓口課
- 令和7年8月18日(月)~当面の間

【問い合わせ先】

防災消防課 0964-32-1766 (直通)

0964-32-1111 (内線1304・1305)

27

〇農林漁業災害対策資金

令和7年8月豪雨により被災された農業者が、経営再建のため運転資金を借り入れる場合に、 利子補給を行います。

【対象となる方】

- ①被害を受けていることについて、市の証明書の発行を受けていること(※1)
- ②収入保険、農業共済などに加入しているか、未加入の場合、今後加入する旨の誓約書の提出が 可能なこと
- ③農業所得が総所得(法人は当該法人の農業に係る売上高が総売上高)の過半を占めている、または農業粗収益が200万円以上(法人は売上高1,000万円以上)である農業者

【貸付対象経費】

農業経営の維持・継続に必要な経費(運転資金)

【貸付条件】

貸付限度額:1,000万円

償還期間 : 10年間(うち据置期間3年以内)

貸付利率 : 実質無利子(上限4%、県・市・金融機関の利子補給による)

【利子補給期間】

貸付実行日から5年以内

【承認期間】

令和8年3月31日(火)まで(※2)(貸付実行期間 令和8年6月30日まで)

(注)

- ※1 罹災証明書とは別に証明が必要になります。農地や農機具等の被災状況が分かる写真をお 持ちください。(現像したもの、もしくはデータ)。ヒアリングをさせていただいた上で、 証明書を発行いたします。
- ※2 申請は金融機関窓口になります。申請から承認まで時間を要しますので、お早めにご相談 ください。

【問い合わせ先】

農政課 0964-32-1641 (直通)

0964-32-1111 (内線1177)

28 | 小規模被災農地の復旧に対する補助

豪雨災害により被災した農地のうち、国補助事業の対象とならない小規模なものに対して、農地の所有者・耕作者・農家組合等の団体が、農地内へ流入した土砂等を除去するための機械借上費及び処分費の一部補助を行います。

【申請者】

被災した農地の所有者、耕作者、農家組合等の団体

【補助適用基準】

以下のいずれにも該当する場合のみ適用となります。

- (1) 事業費が13万円以上40万円未満であること。
- (2) 現に耕作、肥培管理されている農地であり、家庭菜園や耕作放棄地ではないこと。

【補助額】

土砂等の撤去に使用する機械借上費及び土砂等の処分費を補助対象として、事業費の65%を補助します。また、市の被害が甚大で一定の基準を満たした場合は補助率を80%へかさ上げします。ただし、補助の対象は事業費13万円以上40万円未満です。

【必要書類】

以下の書類が必要になります。必要書類が揃わない場合は補助の対象になりません。

(1) 申請時

- ①被災農地の位置図
- ②業者見積書等の対象経費が分かる書類
- ③被災状況が分かる写真 ※写真で被災状況を把握します。
- (2) 実績報告時
 - ①被災農地の復旧前、復旧状況、復旧後の写真
 - ②領収書等、対象経費の支払いが分かる書類

【受付場所】

·農林水產課(宇城市役所本庁1階)、小川支所災害復旧対策室、 豊野支所総合窓口課、三角支所経済建設課

【実施期間】

・令和7年11月4日(火)~令和8年3月31日(火)※申請受付は令和7年11月28日(金)まで

【問い合わせ先】

農林水産課 0964-32-1651 (直通) 0964-32-1111 (内線1103・1187~1190)

宇城市中小企業等金融円滑化利子補給補助金

令和7年8月豪雨により被災した中小企業者の復興を支援することを目的として、借入れ資金 に係る利子を3年間補助します。

【対象資金】

29

- ・熊本県金融円滑化特別資金(令和7年8月大雨枠)
- ・熊本県金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠)
- · 災害貸付(日本政策金融公庫)
- · 災害復旧貸付(日本政策金融公庫)

【対象者】

- ・令和7年12月31日までに上記対象資金の融資を受けていること
- ・宇城市に本店若しくは支店を有する法人(宇城市に法人登記又は法人市民税の納税義務がある法人に限る)
- ・宇城市内に住所を有している個人事業主で市内で事業を行っている者
- ・市税の滞納がないこと
- ・宇城市暴力団排除条例(平成23年宇城市条例第17号)第2条各号で定める暴力団関係者 でない者
- 宇城市以外のものから融資に係る利子補給を受けていないこと

【補給額】

毎年1月1日~12月31日までの間に金融機関に支払った利子額(全額) 1中小企業者当たり年間100万円を限度とする

【受付期限】

令和8年2月27日(金)

【問い合わせ先】

商工観光課 0964-32-1604 (直通)

30 健康相談

今回の豪雨被害にあわれた方たちの健康相談を受け付けております。 下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

宇城市保健福祉センター 電話 0964-32-7100

平日8:30~17:15

31 こころの相談

今回の豪雨災害にあわれた方に、様々な心の不調がでることがあります。

こころの相談では、以下のところでご相談を受け付けております。

〇こころの健康相談

【問い合わせ先】

熊本県精神保健福祉センター

場所:熊本市東区月出3丁目1-120

開設日時:月~金(祝日・年末年始を除く。)

午前9時~午後4時

電話:096-386-1166

食品に関する衛生相談

食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談

宇城保健所では、市民の皆様からの食品の取り扱い、表示、保存方法、食中毒などの食品に関する健康被害についての相談や、食品関係事業者の皆様からの被害を受けた施設や市用水の衛生 管理や衛生上必要な措置などに関する相談を受け付けております。

【問い合わせ先】

32

宇城保健所 衛生環境課 0964-32-0598

33 | 震災ごみの処理方法について

このたびの豪雨により被災された方につきましては、減免申請により宇城クリーンセンター及び災害ごみ集積場(稲川グラウンド)への搬入ができます。

災害ごみの品目により、搬入先が異なります。必ず分別して出してください。

宇城クリーンセンター

所在地 宇城市松橋町萩尾 1775 番地 3

日時 8月12日(火)~9月30日(火)平日

8時30分~12時00分、

13 時 00 分~16 時 00 分

受入品目 災害ごみの可燃ごみ、畳、布団類、 衣類、木製家具

通常の受入品目と同じ(家庭から出る可燃ごみ、不燃ごみ[小型家電等]、粗大ごみ等)

(注)受入できない品目は、土砂、処理困難物(タイヤ等の自動車部品等)、産業廃棄物に属するもの等、通常受入していないもの(テレビ、冷蔵庫等のリサイクル家電、がれき等)です。

(注)流木等の木質系は長さ80cm以内、太さ直径10cm以内に限り、受入可能です。

【特別開場日の搬入について】

日時 8月16日(土)、17日(日)、

23 日(土)、24 日(日)

8時30分~12時00分、

13 時 00 分~16 時 00 分

受入品目 災害ごみの可燃ごみ、畳、布団類、

衣類、木製家具のみ

※搬入する際の注意事項

- 必ず分別をして搬入してください。
- 災害に関係のないごみは、通常の行政区ごとのごみ収集(可燃ごみ・分別収集・粗大ごみ) に出してください。
- 搬入する際は、係員の指示に必ず従ってください。
- 災害ごみに付いた泥は、できる限り落として搬入してください。
- 土砂を搬入する際は、がれきや木くずを取り除いてください。
- 被災した事業系一般廃棄物(可燃ごみのみ)は、宇城クリーンセンターの搬入対象になります。
- 土砂はできるかぎり土のう袋に入れて搬入してください。

次ページに続く⇒

災害ごみ集積場(稲川[いなご]グラウンド)

所在地 宇城市小川町東小川 14

日時 8月15日(金)~9月12日(金)平日

9時30分~12時00分、

13 時 00 分~16 時 00 分

受入品目 リサイクル家電(テレビ、冷蔵庫・冷 凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)、木く ず(長さ 1 メートル程度)、がれき、土砂、被 災家屋廃材(解体を除く)、畳

(注) 冷蔵庫・冷凍庫は中身を空にして搬入してください。

【特別開場日の搬入について】

日時 8月16日(土)、17日(土)、

23日(土)、24日(日)

9時30分~12時00分、

13 時 00 分~16 時 00 分

受入品目 リサイクル家電(テレビ、冷蔵庫・冷 凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)、木く ず(長さ1メートル程度)、がれき、土砂、被 災家屋廃材(解体を除く)、畳

●申請について

申請先 宇城市本庁衛生環境課又は各支所総合窓口課

受付時間 8時30分~17時15分

(注)特別開場日(8月16日、17日、23日、24日)は、宇城市本庁衛生環境課又は小川支所総合窓口課で申請できます。

受付時間 8時30分~12時00分、13時00分~15時30分

●申請のときに必要なもの

- 身分証明書(運転免許証等の住所が確認できるもの)
- 被災した様子が分かる写真、搬入する災害ごみが分かる写真(スマートフォン等で確認できれば、印刷する必要はありません)
- (注)申請者以外の方が手続き・搬入する場合は、申請者の住所、氏名等が分かる書類(公共料金の明細書や郵便物等)をご持参ください。

●申請から搬入までの流れ

- 1. 被災した様子が分かる写真、搬入する災害ごみが分かる写真を撮影してください。
- 2. 衛生環境課又は各支所総合窓口課で「災害用ごみ処理手数料減免申請」の手続きを行ってください。
- 3. 搬入先の受付で「災害用ごみ処理手数料減免申請書」を提示してください。

【問い合わせ先】

衛生環境課 0964-32-1598 (直通)

0964-32-1111 (内線 1185~1187)

災害により被害を受けた家の中の片付け等の手伝いを必要とされている方と、ボランティア活動をしたい方との連絡調整を行います。

【依頼方法】

電話にて宇城市社会福祉協議会ボランティアセンターへご相談ください。

- ・受付期間令和7年9月1日(月)~ニーズの終了まで
- ·受付時間 午前9時~午後4時
- ・電話番号 0964-32-1316

発行 宇城市役所 編集/制作 市民部市民課 令和7年8月19日 初版発行 令和7年8月27日 第2版発行 令和7年10月31日 第3版発行